

配布を以て解禁

## 指名停止措置について

### 記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、日本光電工業株式会社（所在地 東京都新宿区）  
に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和3年3月30日

国土交通省  
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

（問い合わせ先）

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部 契約課長 石川 孝行 Tel 025-370-6647（ダイヤルイン）

総務部 契約管理官 小澤 辰巳 Tel 025-370-6650（ダイヤルイン）

## 指名停止措置の概要

## 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
日本光電工業株式会社	東京都新宿区西落合1丁目31番4号

2. 指名停止措置期間： 令和3年3月30日～令和3年4月29日（1ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

## 4. 事実概要

上記有資格業者の中部支社医療圏営業部長、三重営業所長及び三重営業所員は、国立大学法人三重大学医学部附属病院の医療機器納入の一般競争入札を巡り、同病院臨床麻酔部元教授に自社製品の納入を依頼し、同社側が確実に受注できるように便宜を図る見返りとして、元教授が代表理事を務める（一社）BAMエンカレッジメントの口座に現金200万円を振り込んだとして贈賄の疑いで逮捕された。

## 5. 措置理由

上記4. については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第4号口に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

## 参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措置要件	期間
(贈賄) 4 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から  3ヵ月以上9ヵ月以内 1ヵ月以上3ヵ月以内